

相模原市立中学校等における生徒の体育及び文化大会報償費支給取扱要
綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市立中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒(以下「生徒」という。)が教育活動の一環として体育及び文化大会に出場する場合の報償費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 報償費の支給対象者は、次条第1項に定める大会に参加する生徒の在籍する学校の長(以下「校長」という。)及び次条第1項第1号に定める大会に参加する生徒が所属する地域クラブ活動の代表者であって次の各号のいずれにも該当するもの(以下「団体代表者」という。)とする。

- (1) 神奈川県中学校体育連盟に団体登録している団体であって、当該登録において、登録市町村が相模原市であり、かつ、登録選手に生徒が含まれている団体
- (2) 生徒が、選手として、報償費の支給に係る大会の予選大会から参加している団体

(支給対象とする大会)

第3条 報償費の支給対象とする大会は、次に掲げる大会であって、その規模が関東大会以上のものをいう。

- (1) 日本中学校体育連盟又は関東中学校体育連盟が主催し、又は共催する大会
- (2) 部活動又は同好会活動は存在するが、中学校体育連盟が主催し、又は共催する大会が存在しない競技で、当該競技に係る協会等が主催する大会
- (3) 日本スポーツ協会又は日本スポーツ協会加盟の団体が主催し、又は共催する大会
- (4) 一般に公募され、かつ、予選会、選考会等を経て出場する文化活動に係る大会
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認めた大会

2 支給対象とする大会の数は、校長及び団体代表者並びに競技毎に、一の年度につき2大会を上限とする。ただし、大会要項等に定められた上位大会はこの限りではない。

(報償費の額)

第4条 報償費の額は、予算の範囲内で、報償費の支給に係る大会に参加する生徒

(当該大会の実施要項等に定められた登録人員数以内の生徒に限る。)に係る交通費及び宿泊費に基づいて算出する。

2 前項に規定する交通費は、社会通念上合理的な経路及び方法により算出した額とする。

3 第1項に規定する宿泊費は、1泊につき10,000円を上限とする。

(報償費の申請)

第5条 報償費の支給を受けようとする者は、報償費の支給申請をしなければならない。

2 前項の申請は、当該申請に係る大会の開催前に、各種大会参加届出書に必要書類を添えて教育委員会に提出することにより行わなければならない。

(報償費の支給)

第6条 報償費は、大会終了後に支給するものとする。ただし、宿泊を要する場合、交通費が高額であること等によりこれにより難い場合等においては、校長又は団体代表者と協議の上、事前に支給することができる。

2 報償費の支給を受けた者(以下「報償費受給者」という。)は、当該報償費の支給に係る生徒に対し、当該報償費のうち当該生徒に係る交通費及び宿泊費に相当する額を速やかに交付しなければならない。

3 報償費受給者が生徒に対して報償費を交付したときは、生徒が受領したことを証する書類を作成し、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(結果の報告)

第7条 報償費受給者は、報償費の支給に係る大会の終了後速やかに、各種大会参加報告書に必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(報償費の返還)

第8条 報償費受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、報償費の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項ただし書の規定により事前に報償費の支給を受けた場合において、支給に係る生徒が大会に参加しなかったとき又は大会内容の変更により当該大会が報償費の支給対象でなくなったとき。

(2) 第6条第2項の規定に反し、支給に係る生徒に対して当該生徒に係る交通費及び宿泊費に相当する額の全部又は一部を交付しなかったとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定による報償費の支給は、施行日以後に開催される大会から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。